

シカ捕獲プロフィール

(九州局)西都児湯森林管理署

1. 署の基本情報

① 署の基礎的情報

管内面積	26,636.00ha		
シカ生息密度	10頭/km2以上30頭/km2未満		
管内市町村数	7		
	R3	R4	R5
更新面積	35.42ha	75.33ha	72.06ha
人工造林面積	35.42ha	75.33ha	72.06ha
シカによる森林被害面積	128.95ha	0.00ha	0.00ha
うち、人工林被害面積	128.95ha	0.00ha	0.00ha

※1

② 署のシカ捕獲等対応体制

担当職員			
	R3	R4	R5
全職員数	25人	25人	24人
わな講習受講者数	5人	10人	9人
狩猟免許所持職員数			

※2

③ 捕獲実行形態

		R3	R4	R5
職員実行				
委託事業				
わな貸出	協定	○	○	○
	協議会			
その他	鍵貸与			
	除雪等			
	その他			
	協議会			

④ 協定・協議会数

		R3	R4	R5
わな貸出	協定	5	5	5
	協議会			
その他	鍵貸与			
	除雪等			
	その他			
	協議会			

⑤ 捕獲の方法、実施時期

・ 捕獲の方法		R3	R4	R5
改良型わな等	小林式			
	こじゃんと			
	その他			
くくりわな		○	○	○
囲いわな				
銃(モバイルカリング等)				
・ 捕獲実施時期				
職員実行 委託事業 協定		通年	通年	通年
		通年	通年	通年

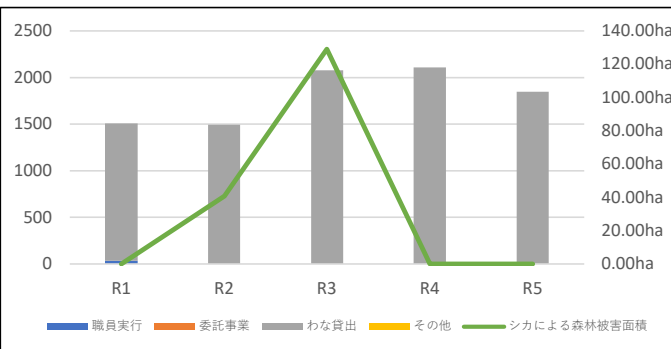
※3

⑥ 捕獲以外の被害対策

シカ防護柵実施有無	有
シカ忌避剤使用有無	無

2. 捕獲頭数とシカによる森林被害面積の推移

★森林被害対策のワンポイントアピール



■西都児湯森林管理署においては、平成24年度に児湯農林振興局、管内の7市町村、森林組合等森林施業プランナーが所属する事業体とともに「一ツ瀬川流域森林整備連絡会議」を立ち上げ、シカ被害対策を含む森林・林業全般に関する勉強会及び現地検討会を行っています。

■また、地域からの要望を踏まえ、管内5市町村との間で「シカ被害対策協定」を締結し、くくり罠の貸し出しによるシカ捕獲に取り組んでいます【シカ被害対策協定締結状況：H28 木城町(くくり罠100基、箱罠2基)、H29 西米良村(くくり罠250基)、西都市(くくり罠300基)、R2 川南町(くくり罠100基)、R3 都農町(くくり罠150基)】。

■シカ被害対策協定を締結している西米良村においては、平成30年に新たなジビエ加工施設を整備し、令和元年5月に九州で初めてとなる「国産ジビエ認証」を受けるなど、ジビエを地場産業の一部として活用し、村内のシカ頭数削減の大きな役割を果たしています。

■現在、管内市町村狩猟担当者及び各市町村猟友会会員に向け「小林式誘引捕獲法」の普及に取り組んでいるところです。

■なお、西都児湯森林管理署では、令和6年度に都農町及び都農町猟友会とともに、森林総合研究所九州支所の指導の下、塩水誘引の効果の検証を行っているところであり、効果が期待できるようであれば今後「小林式誘引捕獲法」と組み合わせた有効な捕獲手段の活用を実施していきたいと考えています。

		R1	R2	R3	R4	R5
捕獲頭数	職員実行	37頭	0頭	0頭	1頭	0頭
	委託事業					
	わな貸出	1,469頭	1,492頭	2,077頭	2,107頭	1,847頭
	その他					
	計	1,506頭	1,492頭	2,077頭	2,108頭	1,847頭
シカによる森林被害面積		0.00ha	40.73ha	128.95ha	0.00ha	0.00ha

※1 シカによる森林被害面積は、森林被害年報における実損面積です。

※2 当該年度にわな講習を受講した人数。

※3 「通年」は、有害鳥獣駆除期間及び狩猟期間

3. 署長が語る

【シカ対策における管内市町村との関係】

平成24年度に県、市町村、森林組合、事業体で構成する「一ツ瀬川森林整備連絡会議」を立ち上げ、現地検討会、勉強会等を通じてシカ対策についても情報共有を行っています。また、市町村等の要望等を踏まえ、関係市町村等との間で5つの協定を締結し、わな貸出によるシカ捕獲に取り組んでいます。(平成28年(木城町(100基))、平成29年(西米良村(250基)、西都市(300基))、令和2年度(川南町(100基))、令和3年度(都農町(150基)))

【管内猟友会との関係】

管内の猟友会とは、これまで猟友会会員とくくりわなの情報交流会等を開催するなど捕獲頭数の向上に向けた取組を行っています。また、地域毎に組織された猟友会支部の総会等に署の職員が積極的に参加し情報交換するなど、連携の強化に取り組んでいます。

【地域から国有林への要請事項】

地元森林官等が地域住民等からの要望等を把握した内容を署内で共有することとしています。

【署のシカ対策の特徴】

当署のシカ対策については、令和元年度までは職員実行も行っていましたが、現場職員の減少及び職員の安全確保の観点から、協定に基づく捕獲へとシフトしており、地域及び市町村等からの要望を踏まえつつ協定によるわな貸出に軸を置いたシカ対策の取組を推進しています。

【森林被害対策の取組のアピールポイント】

当署では森林被害防止対策のため、単木保護(単木ネット、ツリーシェルター等)、獣害防止ネット(斜め張り方式、立木張り方式、宙かせ張り方式、宙かせ張り方式(改良))など様々な対策に取り組んできましたが、シカ被害は一向に減少傾向にないため、個体数の調整を図ることとし、市町村等と協力体制を構築したうえで協定によるシカ捕獲に重点を置いています。

【シカ捕獲頭数が多い一番の要因】

シカ捕獲については、自治体からの補助金が支給されることに加え、署から罠を貸出することで個人負担がなくなったことが猟友会会員の捕獲意欲の向上につながり、その結果捕獲頭数が多くなっていると考えています。

【ジビエ利用に向けた取組】

管内の西米良村においては、当署とのシカ捕獲協定に基づくシカ捕獲に積極的に取り組んでいる状況です。

同村においては、平成30年に新たなジビエ加工施設を整備し、令和元年5月には九州では初めて(全国4番目)となる「国産ジビエ認証」を受けるなどジビエ普及に取り組んでいます。

西米良村における平成30年度の実績では、有害鳥獣捕獲で捕獲されたシカ捕獲数の約48%が食肉利用となっており、村内外の物産店、レストラン等で販売されています。また、村内での利用拡大と新たな観光資源としての活用に向け、毎年2月の1カ月の期間「にしめらジビエフェア」が開催されています。

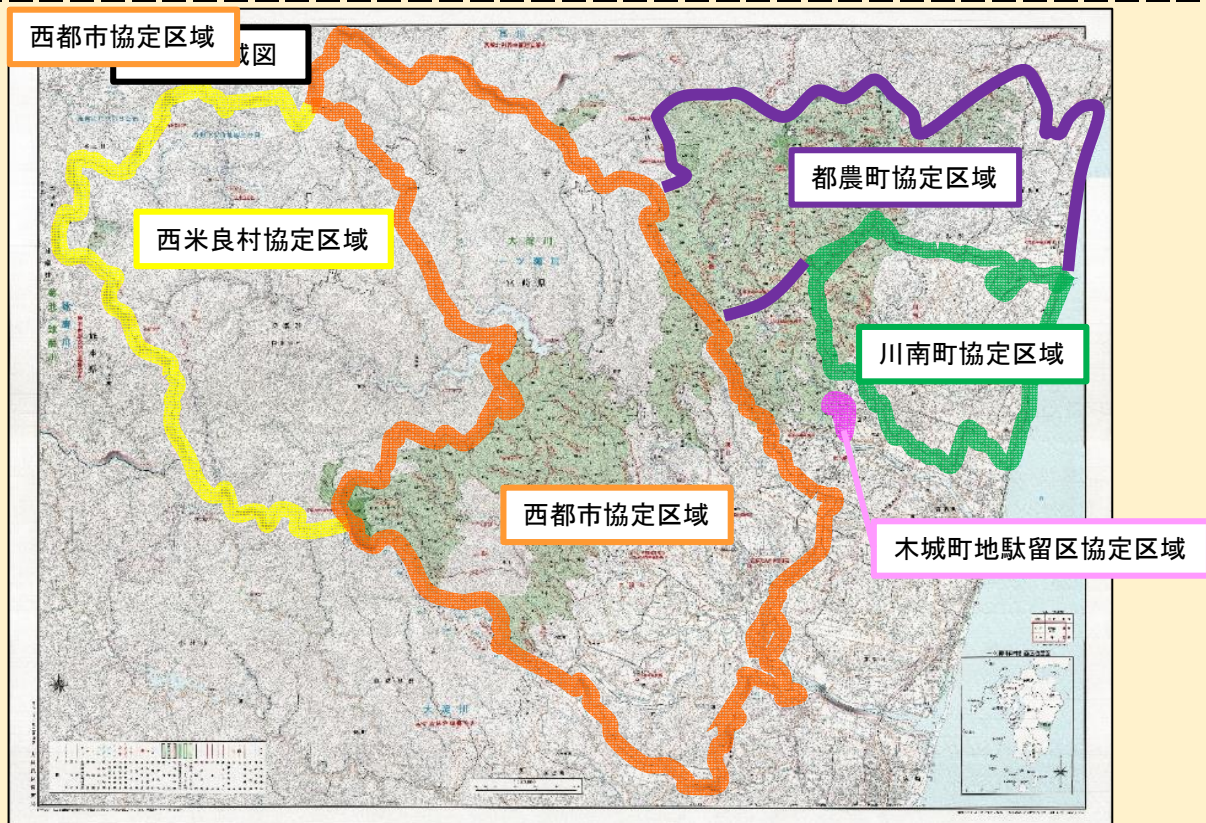
署長: 富永 雄二

R4: 西都児湯森林管理署長

R5: 同 上

R6: 同 上

管内図



4. わな貸出(協定・協議会)

① 基本情報

管内市町村数	7
協定締結数	5
協定相手方	

市町村、地区猟友会、鳥獣被害対策協議会等

協議会参画数

協議会相手方

② 協定・協議会裏話

協定締結、協議会発足等にいたるキッカケ

「一ツ瀬川流域森林整備連絡会議」や猟友会の総会などを通じて当署からの働きかけにおいて、市町村及び猟友会から要望があったためです。

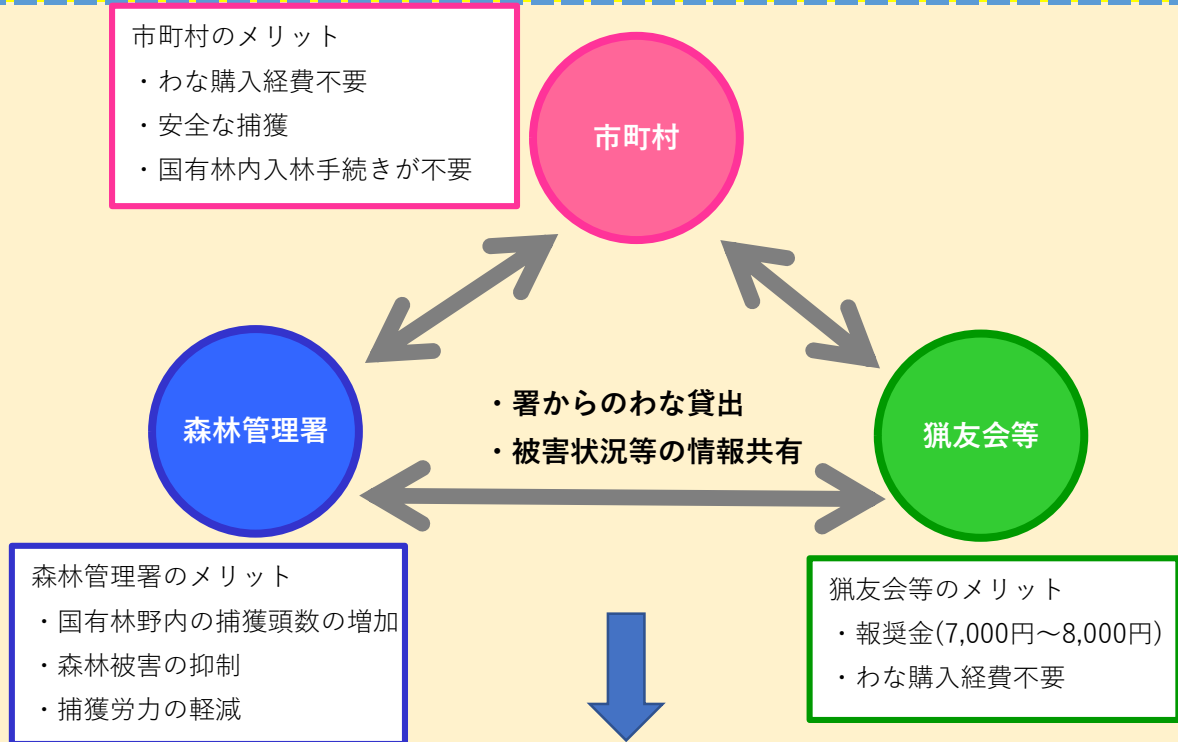
協定締結まで、協議会の運営で苦労した点

首長・協議会会長・署長の日程調整や公印について事前に協定書へ押し締結時は署名のみにすること、シカ被害対策における概要説明を行うなど、進行(タイムテーブル)の作成に係る市町村担当者と打合せを重ねたことです。

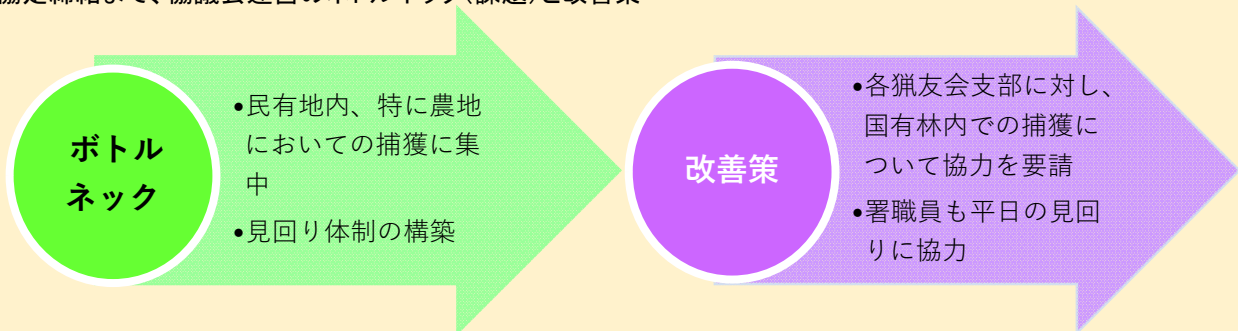
協定締結や協議会運営で工夫した点

シカ被害の現状やわな貸出により個人負担がなくなるなどを説明し、関係者等の理解と協力を得ることができました。

③ 協定・協議会関係図(一例)



★協定締結まで、協議会運営のボトルネック(課題)と改善策



協定相手方、協議会参画者からの声

・地域の農林業被害の軽減につながっています。
・捕獲時のわな破損や紛失及び盗難等に不安があったが、署の支援に感謝いたします。
との声がありました。

前年度の実績(森林被害対策、捕獲頭数)を更に伸ばすために予定していること

・猟友会等との意見交換会や協定に関する勉強会を開催しています。
・猟友会総会や市町村担当者との勉強会において「小林式誘引捕獲法」の普及を行っています。
・貸出している罠が著しく劣化しているため、追加の貸出要望に応えられるよう保有数を確保します。
・新たな捕獲方法について協力を要請し、森林総合研究所、町及び猟友会とともに実証に取り組んでいます。